

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

借 用 書

借 用 金 額	円
---------	---

生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 様

（借受人）

令和 年 月 日

住 所	
借 受 人 氏 名	印
生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日生 平成

〔借入要項〕

地区	年度	資金	貸付コード	市区町社協		
	20	KA		民協	窓口社協扱い	
1 貸付金の受領方法		借受人が指定する金融機関口座への振込による。				
2 貸付金振込先		金融機関名		金融機関コード [*] (4桁)		
		支店名		支店コード [*] (3桁)		
		預金種別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号(7桁)	
		口座名義人(カタカナ)				
3 貸付金の償還		据置期間	12か月			
		償還期間	24か月			
		償還方法	☒ 月賦 ☐ 一括			
		償還場所	広島県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 広島銀行 三川町支店 普通 602922 口座名義 社会福祉法人広島県社会福祉協議会			
4 延滞利子		上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利5%(令和2年4月1日以降は年利3%)の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。

②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。

③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。

生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

- 3 借入申込の結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 5 %（令和 2 年 4 月 1 日以降は年利 3 %）の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

- 6 広島県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

- 7 借受人と広島県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、広島県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

(1) 広島県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当：広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話 0 8 2（2 5 4）3 4 1 3

(2) 福祉サービス運営適正化委員会

広島県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

広島県福祉サービス運営適正化委員会 電話 0 8 2（2 5 4）3 4 1 9

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 本決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。 (2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。 (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合。

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合。

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し、本書控えを受領いたしました。

令和 年 月 日

借受人 住所

氏名

印